

日本心血管インターベンション治療学会 近畿支部メディカルスタッフ役員会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics (CVIT)）近畿支部メディカルスタッフ役員会（以下、本会とする）と称し、看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・薬剤師・栄養士・理学療法士・運動療法士・健康運動指導士・事務職員・クリニカルリサーチコーディネーター等を構成員とする。

第2条 本会は、会議議事録の作成、連絡業務、会計業務等の円滑なる運営にかかわる業務を行うため、事務局を設置する。本会の事務局は、CVIT 近畿支部事務局内に設置する。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、医師と協働し患者様を中心としてチーム医療を実践することを目的とする。また、第1条の職種相互の知識、技術の向上及び職種間の連携を強化し、カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会でのメディカルスタッフセッションの開催
- (2) メディカルスタッフに対する啓蒙活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、日本心血管インターベンション治療学会メディカルスタッフ会員で、近畿地区に勤務もしくは在住している会員とする。

第4章 役 員

第6条 本会は以下の次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
(うち1名はCVIT 近畿支部長の推薦とする)
- (3) 幹事 20名以内
- (4) 運営委員 100名以内

第7条 本会の役員は、次の各項の規定によって選任される。

- (1) 以下の役員の人選は、CVIT 近畿支部幹事会にて承認を得る。
- (2) 運営委員は、下記の推薦を受け、メディカルスタッフ運営委員会で承認された会員とする。
 - ① CVIT 近畿支部幹事による推薦
 - ② メディカルスタッフ運営委員による推薦
 - ③ メディカルスタッフ運営委員への参画希望者による自薦
- (3) メディカルスタッフ幹事は、下記の条件に基づき選出し、メディカルスタッフ運営委員会で承認を得ることとする。

- ①メディカルスタッフ運営委員の中から互選により、選出する。
- ②選出されたメディカルスタッフ幹事の中から、職種のバランスを配慮し、看護師・診療放射線技師・臨床工学技士の各職種からそれぞれ 1 名以上の代表を選出する。

- (4) メディカルスタッフ役員会会長および副会長は、メディカルスタッフ幹事の中から選出された各職種の代表者より、メディカルスタッフ会長 1 名およびメディカルスタッフ副会長 2 名を選定し、支部長推薦のメディカルスタッフ副会長 1 名を含め、メディカルスタッフ運営委員会の承認を得ることとする。

第8条 本会の役員の職務は以下の通りとする。

- (1) メディカルスタッフ役員会会長は、本会の幹事会および運営委員会を主宰するとともに本会の会務を統括する。
- (2) メディカルスタッフ役員会会長は、CVIT 近畿支部幹事会にオブザーバーとして出席する。メディカルスタッフ会長が出席できない場合は、メディカルスタッフ副会長が代理出席する。
- (3) メディカルスタッフ幹事は、本会の目的を達成する為の事業に関する企画・運営を行う。
- (4) メディカルスタッフ運営委員は、自身が所属する施設より支部学術集会の演題を1年間に少なくとも1回は投稿するように努める。

第9条 本部会の役員の任期は、次の規定に従う

- (1) メディカルスタッフ会長、副会長、幹事および運営委員の任期は、本会選挙年後の秋期学術集会（近畿地方会）終了後より1期2年とする。
- (2) 役員の再任は妨げない。
- (3) 退任の定義は以下のとおりとする。
 - ① 本支部の役員が他支部に異動となった場合
 - ② 自ら辞任を申し出た場合
 - ③ 正当な理由なく運営委員会を連続して3回(1年半)欠席した場合は、運営委員の資格を失う。ただし、幹事会において正当と判断されたものは欠席とみなさない。

第10条 本会の役員は、以下の通り事業計画を策定する。

- (1) メディカルスタッフ幹事は、支部学術集会毎に事業計画及びそれに伴う予算を立て、支部学術集会大会長に報告し承認を得る。

第5章 補 足

第11条 本会則の変更は、メディカルスタッフ幹事会で議決し、CVIT 近畿支部幹事会で承認されねばならない。

第12条 本会則に記載されていないことについては、日本心血管インターベンション治療学会メディカルスタッフ役員会会則に準ずる。

第13条 附則

- (1) 本会則は2014年10月1日より施行する。
- (2) 本改定の施行細則は2015年2月27日より実施する。
- (3) 本改定の施行細則は2018年10月13日より実施する。
- (4) 本改定の施行細則は2023年2月11日より実施する。

(5) 本改訂の施行細則は 2023 年 10 月 7 日より実施する。